



COYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2023年7月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第26号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2023年夏号 目次

- | | |
|---------------------------------|----|
| ● ごあいさつ | p1 |
| ● 判決に学ぶ | p2 |
| ● 「商品及び役務の区分」の改定に伴う注意点 | p3 |
| ● 意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化について | p4 |
| ● 海外の特許事情 | |
| ● 弁護士・弁理士紹介 | p5 |
| ● 孤児著作物の利用に関する著作権法上の裁判制度等について | p6 |
| ● 事務所の概要 | p7 |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」 | p8 |



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和4年10月20日判決（令和2年（ネ）第10024号）

第1 初めに

本判決は、特許権侵害に基づく損害賠償額の算定に関するもので、特許法102条2項による推定が覆滅した場合に、覆滅した部分について同条3項に基づく実施料相当額の損害賠償の請求が認められるかという論点について判断を示した知財高裁特別部による判決である。なお、本件の争点は多岐に亘るが、以下においては、損害賠償額の算定に関する部分のみを扱う。

第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「椅子式施療装置」とする特許第4504690号（以下「本件特許A」といい、本件特許Aに係る特許権を「本件特許A」といい、本件特許Aの特許請求の範囲の各請求項に記載の発明を併せて「本件各発明A」という。）、発明の名称を「椅子式マッサージ機」とする特許第5162718号（以下「本件特許B」といい、本件特許Bに係る特許権を「本件特許B」といい、本件特許Bの特許請求の範囲の各請求項に記載の発明を併せて「本件各発明B」という。）及び発明の名称を「椅子式マッサージ機」とする特許第4866978号（以下「本件特許C」といい、本件特許Cに係る特許権を「本件特許C」といい、本件特許Cの特許請求の範囲の各請求項に記載の発明を併せて「本件各発明C」という。）の特許権者である控訴人が、被控訴人による各マッサージ機（以下「被告各製品」と総称し、それぞれを「被告製品1」等という。）の製造、販売等が本件特許A、B及びCの侵害に当たる旨主張して、被控訴人に對し、特許法100条1項及び2項に基づき、被告各製品の製造、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の一部として、15億円及び訴状送達日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、被告各製品は、本件各発明A、B及びCの技術的範囲に属しないとして、その点について判断することなく、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人は、原判決を不服として控訴を提起した。

第3 判旨

本判決は、原判決と異なり、被告各製品のうち被告製品1及び2について、本件各発明Cの技術的範囲に属するものとして侵害を肯定した。

そして、本判決は、被告製品1に係る損害賠償額の算定に関するもので、特許法102条2項の適用を認めつつ、本件各発明Cが被告製品1の部分のみに実施されていること及び市場の非同一性を理由として、限界利益額の1割の限度で推定を維持した。すなわち、限界利益額の9割について推定を覆滅したこととなる。

その上で、本判決は、特許法102条2項による推定の覆滅部分に対する特許法102条3項の適用の可否について判断し、以下のように述べて、本件各発明Cが被告製品1の部分のみに実施されていることを理由とする推定の覆滅部分については適用を否定し、市場の非同一性を理由とする推定の覆滅部分については適用を肯定した。

「特許法102条3項は、特許権者は、故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自分が受けた損害の額としてその賠償を請求することができると規定し、同条5項本文（令和元年改正特許法による改正前の同条4項本文）は、同条3項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げないと規定している。そして、特許権は、特許権者の実施許諾を得ずに、第三者が業として特許発明を実施することを禁止し、その実施を排除し得る効力を有すること（特許法68条参照）に鑑みると、特許法102条3項は、特許権者が、侵害者に対し、自ら特許発明を実施しているか否か又はその実施の能力にかかわりなく、特許発明の実施料相当額を自己が受けた損害の額の最低限度としてその賠償を請求できると規定したものであり、同項の損害額は、実施許諾の機会（ライセンスの機会。以下同じ。）の喪失による最低限度の保障としての得べき利益に相当するものと解される。」

一方で、特許法102条2項の侵害者の侵害行為による「利益」の額（限界利益額）は、侵害品の価格に販売等の数量を乗じた売上高から経費を控除して算定されることに照らすと、同項の規定により推定される特許権者が受けた損害額は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等をすることができた実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益に相当するものと解される。

特許権者は、自ら特許発明を実施して利益を得ることができると同時に、第三者に対し、特許発明の実施を許諾して利益を得ることに鑑みると、侵害者の侵害行為によ

り特許権者が受けた損害は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等をすることができた実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益と実施許諾の機会の喪失による得べき利益とを観念し得るものと解される。

そうすると、特許法102条2項による推定が覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾をできたと認められるときは、同条3項の適用が認められると解すべきである。

そして、特許法102条2項による推定の覆滅事由には、同条1項と同様に、侵害品の販売等の数量について特許権者の販売等の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由と、それ以外の理由によって特許権者が販売等をすることができないとする事情があることを理由とする覆滅事由があり得るものと解されるところ、上記の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、特許権者は、特段の事情のない限り、実施許諾をできたと認められるのに対し、上記の販売等をすることができないとする事情があることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、当該事情の事実関係の下において、特許権者が実施許諾をできたかどうかを個別的に判断すべきものと解される。」

「これを本件についてみると、……本件推定の覆滅事由は、特許発明が被告製品1の部分のみに実施されていること及び市場の非同一性であり、いずれも特許権者の実施の能力を超えることを理由とするものではない。

しかるところ、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、被控訴人による被告製品1の各仕向国への輸出があった時期において、控訴人製品1は当該仕向国への輸出があったものと認められないことから、当該仕向国とのそれぞれの市場において、控訴人製品1は、被告製品1の輸出がなければ輸出することができたという競合関係があるとは認められないことによるものであり……、控訴人は、当該推定覆滅部分に係る輸出台数について、自ら輸出をすることができない事情があるといえるものの、実施許諾をすることができたものと認められる。

一方で、本件各発明Cが侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、その推定覆滅部分に係る輸出台数全体にわたって個々の被告製品1に対し本件各発明Cが寄与していないことを理由に本件推定が覆滅されるものであり、このような本件各発明Cが寄与していない部分について、控訴人が実施許諾をできたものと認められない。

そうすると、本件においては、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分についてのみ、特許法102条3項の適用を認めるのが相当である。」

第4 解説

1 本判決前の事情

不法行為法の一般原則からは、損害賠償を請求する特許権者側が損害額について立証責任を負うこととなるが、侵害行為と因果関係のある損害の額を立証することは困難な場合が多い。

そこで、特許法においては、特許権者による立証の困難性を軽減するため、特許法102条1項から3項において、損害額の推定等に係る規定を設けている。

具体的には、同条1項は、特許権者が販売した場合の単位数量当たりの利益の額に、侵害者の譲渡数量を乗じた額を、特許権者が受けた損害の額と推定する規定であり、同条2項は、侵害者が受けた利益の額、すなわち、侵害者が販売した場合の単位数量当たりの利益の額に、侵害者の譲渡数量を乗じた額を、特許権者が受けた損害の額と推定する規定であり、同条3項は、特許権者が侵害された特許につき実施許諾した場合の実施料相当額につき、自分が受けた損害の額として賠償を請求することができるとする規定である。

これらのうち特許法102条1項及び2項については、あくまで推定規定に過ぎないことから、侵害者側からの反証があれば推定が覆滅されることとなるが、同条3項に基づく実施料相当額の請求については、最低限の損害額として常に認められるべきものと解されている。

そこで、特許法102条1項又は2項に基づいて損害賠償を請求し、その推定が一部覆滅された場合に、覆滅部分について実施料相当額の請求が認められるかについて議論されていたところ、同条1項については、令和元年の特許法改正において、推定の覆滅部分について実施料相当額の請求が可能である点が明記された。すなわち、改正後の特許法102条1項は、同項1号における算定額（特許権者が販売した場合の単位数量当たりの利益の額に、侵害者の譲渡数量（ただし、特許権者の実施の能力を超える数量及

び実施の能力以外で特許権者が販売することができないとする事情に相当する数量を控除)を乗じた額)と、同項2号における算定額(同項1号で控除された数量に応じた実施料相当額、ただし、通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)との合計額を、特許権者が受けた損害の額とすると規定し、同項1号による推定の覆滅部分について、同項2号により実施料相当額の請求を認めている。

しかしながら、特許法102条2項については同様の改正はなされなかったことから、特許法102条2項に基づいて損害賠償を請求し、その推定が一部覆滅された場合に、覆滅部分について同条3項に基づく実施料相当額の請求が認められるか(特許法102条2項と3項との重畳的用が認められるか)についての議論が継続し、裁判例も分かれている。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、特許法102条2項と3項との重畳適用が認められ得る旨を明らかにした上で、いかなる場合に認められるかについての判断を示した知財高裁の大合議による判決である。

(1) 特許法102条2項と3項との重畳的用の可否について

本判決は、まず、特許法102条2項及び3項によって算定される損害額の性質についてそれぞれ認定している。すなわち、特許法102条2項によって算定される損害額は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等をすることができる実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益に相当するものと解されるとし、特許法102条3項によって算定される損害額は、実施許諾の機会の喪失による最低限度の保障としての得べかり利益に相当するものと解されるとしている。

その上で、本判決は、このようなそれぞれの規定によって算定される損害額の性質を基に、特許権者は、自ら特許発明を実施して利益を得ること及び第三者に対し特許発明の実施を許諾して利益を得ることの両者を行なうことができる点を理由として、特許法102条2項による推定の覆滅部分についても、特許権者が実施許諾をすることができたと認められるときは、同条3項の適用が認められるとして、特許法102条2項と3項との重畳的用を認めている。

(2) 102条2項と3項との重畳適用が認められる場合について

上記のように、本判決は、「特許権者が実施許諾をすることができたと認められるとき」に、特許法102条2項と3項との重畳適用が認められるとした上で、このような場合に該当するかについて、特許法102条2項による推定の覆滅事由を二つに分けて判断している。

すなわち、特許法102条2項による推定の覆滅事由について、同条1項と同様に、①侵害品の販売等の数量について特許権者の販売等の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由と、②それ以外の理由によって特許権者が販売等をできないとする事情があることを理由とする覆滅事由との二つに分け、①の覆滅事由による推定の覆滅部分については、特段の事情のない限り、「特許権者が実施許諾をすることができたと認

められるとき」に該当するものとして特許法102条2項と3項との重畳適用を認めるのに対し、②の覆滅事由による推定の覆滅部分については、当該事情の事実関係の下において、特許権者が実施許諾をすることができたかどうかを個別的に判断し、特許法102条2項と3項との重畳適用を認めるか否かを判断すべきものとしている。

その上で、本判決は、本件における特許法102条2項の推定の覆滅事由(特許発明が被告製品1の部分のみに実施されていること及び市場の非同一性)は、いずれも特許権者の実施の能力を超えることを理由とするものではなく、上記②の場合に該当することから、個別に「特許権者が実施許諾をすることができたと認められるとき」に該当するかを判断している。

そして、市場の非同一性を理由とする推定の覆滅部分については、控訴人が実施許諾をすることができたものと認められるとして特許法102条3項の適用を肯定した一方で、特許発明が被告製品1の部分のみに実施されていることを理由とする推定の覆滅部分については、控訴人が実施許諾をすることができたものと認められないとして、特許法102条3項の適用を否定したものである。

3 今後の留意事項

本判決は、過去の裁判例において判断が分かれていた特許法102条2項と3項との重畳適用の可否について、これが認められ得るものとした上で、認められる場合である「特許権者が実施許諾をすることができたと認められるとき」に該当するか否かを、特許法102条2項の推定の覆滅事由を二つに分けて判断する旨を、知財高裁の大合議が明確に示したものであり、実務上重要な意義が認められる判決である。

また、「特許権者が実施許諾をすることができたと認められるとき」という要件は、特許法102条1項2号における「通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。」という文言ともほぼ共通することから、本判決の認定は、特許法102条1項の解釈にも影響を与えるものと思われる。

本判決において具体的に判断されたのは、特許法102条2項の推定の覆滅事由のうち、特許発明が被告製品1の部分のみに実施されていること及び市場の非同一性に限られるが、特許権者の実施の能力を超えること以外の推定の覆滅事由は、これら二つにとどまるものではなく、多岐に亘る。したがって、その他の推定の覆滅事由についてどのような判断がなされるかは本判決からは明らかではなく、今後の裁判例の蓄積を待つ必要がある。

なお、本判決後の大蔵地裁の判決(大阪地裁令和5年4月20日判決(令和2年(ワ)第4913号))においては、本判決の規範に従った上で、市場における競合品の存在を理由とする推定の覆滅事由及び特許発明以外の侵害品の性能を理由とする推定の覆滅事由について、「特許権者が実施許諾をすることができたと認められるとき」に該当しないとして、特許法102条2項と3項との重畳適用を否定している。

近年「商品及び役務の区分」の改定が頻繁にされていることに伴う注意点

文：弁理士 藤田 康文

新たな商標登録出願書類を作成する場合に、過去に出願した商標登録出願の区分や指定商品等をそのまま転記してしまうことが、しばしばあります。

しかしながら、近年、頻繁に「商品及び役務の区分」の改定がされるので、過去の商標登録出願の願書の記載をそのまま転記すると、商標法第6条第1項や第2項違反の拒絶理由に該当してしまうことがあります。

例えば、昨年までは、第16類 指定商品「色紙」で良かったのですが、今年からは、第16類 指定商品「いろがみ」或いは「色紙(いろがみ)」にしないと拒絶理由通知を受けます。また、今年から指定商品「水泳用耳栓」は第10類に移行しましたので、以前の区分の第9類と記載しますと拒絶理由通知を受けます。一昨年に指定商品「衛生マスク」も第10類に移行しましたので、以前の第5類と記載しますと拒絶理由通知を受けます。

特に問題なのは、区分の移行に気づかなかつたときです。例えば、第5類で、指定商品「サプリメント、衛生マスク」と記載したときには、第5類 指定商品「サプリメント」、第10類 「指定商品「衛生マスク」の2区分に補正する必要があります。これにより、特許庁に区分数の増加による追加の費用を納める必要があります。

したがって、新規に商標登録出願をする場合には、特許庁のホームページでの発表や最新の区分表を参照して区分と指定商品又は指定役務を記載することをお勧めします。

なお、特許庁は、区分表とおりの指定商品又は指定役務に限られますが、願書に記載する指定商品が今年の区分表に合っているかどうかを確認できるサイトを設けています。

<https://tmfast.jpo.go.jp/tmsupport/top.html>

上記の通りアドレスを表示しますので、ご利用頂けると幸いです。

意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化について

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

令和5年3月10日に閣議決定された、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」は令和5年6月7日に可決・成立し、6月14日に法律第51号として公布された。この法律においては、商標法等（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律等）の一部が改正された。

この中で、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化について説明する。

2. 意匠の新規性喪失の例外

（1）現行制度

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した意匠について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、出願と同時に、その旨を記載した書面を提出するか願書にその旨記載した上、出願から30日以内に、同規定の適用を受けることができることを証明する書面（例外適用証明書）を、特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第4条第3項）。

（2）現行制度の問題点

- ①出願意匠に關係する全ての公開事実を管理・把握することが困難となっているところ、出願から30日以内に全ての公開意匠を網羅した例外適用証明書を作成することは、出願人にとっては大きな負担となっている。
- ②例外適用証明書の記載から漏れた公開意匠に基づいて、新規性等の理由により拒絶査定となってしまうケースも散見される。

（3）改正条文

意匠法第4条第3項

前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（以下この条及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となった意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があったときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの二つの行為についてすれば足りる。

下線部が改正箇所

施行日は、公布日から1年以内



海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

中国－審査履歴のデータベースが新システムに移行

中国特許出願の審査履歴は、以前より中国国家知識産権局（CNIPA）によりインターネット上に公開されていましたが、2023年2月に、このデータベースが新システムの「中国及多国专利审查信息查询」に移行されました。2023年3月からは、メールアドレスによるアカウント登録ができるようになりました、外国人も新システムでの閲覧が可能となっています（<https://cpquery.cponline.cnipa.gov.cn>）。

ただし、オフィスアクション（審査意見通知書）等の通知書類については、原文の閲覧のみが可能なようです。PDF等の文書ファイルとしてダウンロードすることはできず、英訳等の翻訳も提供されていないようです。

一方、日本特許庁のワンポータルドシエを含む各国のドシエサイトでは、これと同時期より、中国特許出願の新たな審査履歴が表示されなくなり、各種通知書類やその英訳（機械翻訳）が取得できない状況が続いている。特に、中国オフィスアクションの英訳が入手できない状況

は、対応アメリカ出願において、情報開示陳述書（IDS）を準備する際の負担増を招いています。

新システムは、現在、非常に速いペースで改良が進んでいるとのことです。オフィスアクションの英訳の提供についても、早期の再開が望まれます。

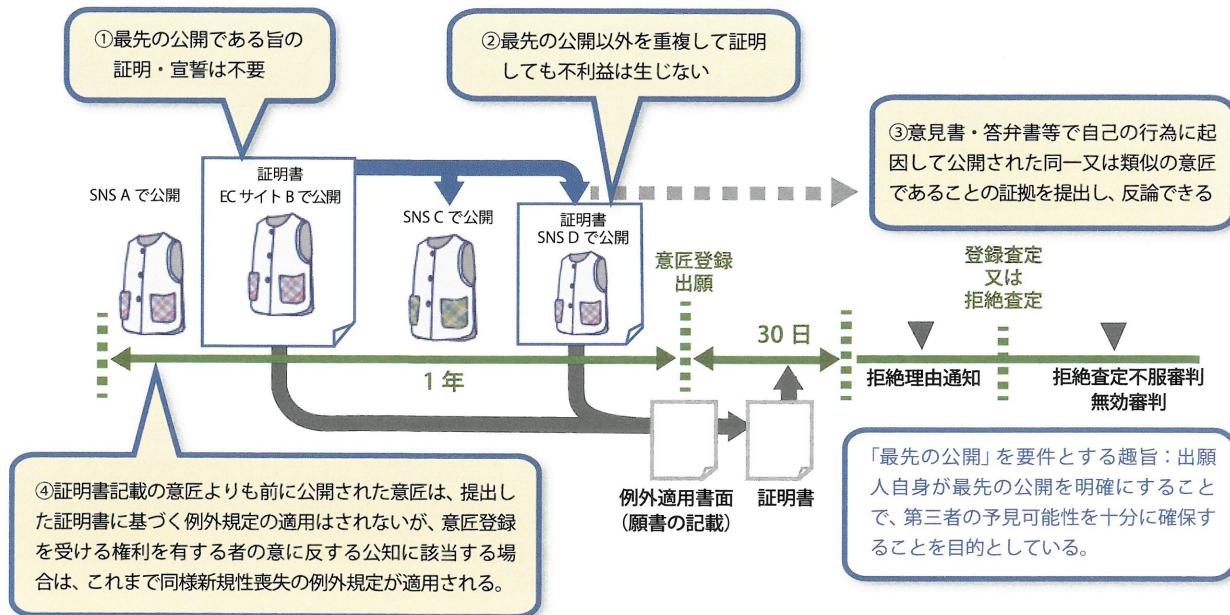
なお、出願人がCNIPAから受け取る通知書類については、ファイル形式が画像ベースからテキストベースに変更されたようです。したがって、上記のように各国ドシエサイトにおける英訳の提供は停止されていますが、出願人が独自にオフィスアクション等の機械翻訳を作成することは、以前より容易となっています。

中国－実用新案の審査厳格化

中国の実用新案は、実質無審査で早期に権利化でき、権利行使も容易なことなどから、他国よりも積極的に利用されています。統計によれば、2021年には特許の2倍近い約285万件が出願されました。

しかし、近年、実用新案権の乱立が問題となっており、中国国家知識産権局（CNIPA）は審査を厳格化する方針のようです。2023年1月には、方式審査の他に、明らかな新規性だけでなく、明らかな進歩性も審査

(4) 改正後の手続きのイメージ



(5) コメント

実務で当該手続きを経験した者にとっては、もっと早く改正してくれれば良かったのにという気持ちが強いと思います。例外適用証明書の作成負担を大幅に削減できるため、今後、当該手続きの利用が増える可能性があります。特に、意匠出願せずに販売してしまったケースでも、新規性喪失の例外の適用が受けやすくなつたと思います。よって、意匠出願人にとって、歓迎すべき法改正であると言えます。

3. まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_2306.html

対象とすることが決定されました。また、出願から権利化までの審査期間も、以前と比べて長期化しているようです。

利点は薄れつつあるようですが、中国の実用新案は、同一発明について特許との同日出願も可能であり、まだまだ利用価値は高いかと思います。

アメリカーDOCX出願への移行が4度目の延期

以前にもお知らせましたが、アメリカでは、電子特許出願の標準形式を PDF から DOCX (Microsoft Word の標準文書形式) に変更すべく、DOCX 形式ではない電子出願に追加料金 (400 ドル) が課すことが計画されています。当初、追加料金の開始日は 2022 年 1 月 1 日に予定されていましたが、技術上の問題等からこれまでに 3 度延期され、2023 年 6 月 30 日となっていました。

2023 年 6 月 6 日の USPTO の発表によりますと、追加料金の開始予定期が再び延期され、2024 年 1 月 17 日に変更されました。USPTO は、延期の理由として、パブリックコメントの機会を設けるためなどとしています。

度重なる延期により実現が不透明な状況ではありますが、DOCX 出願への準備を進めておくことをお勧めします。弊所では、既に DOCX 出願への対応を完了しておりますので、ご不明な点などがあればお問い合わせ下さい。



尾上 功治

この度、弊所に入所いたしました弁護士・弁理士の尾上と申します。知的財産の分野においては、法律的観点、技術的観点、事業的観点等の複数の観点を的確に分析し、権利化や予防法務のための最善の答えを導かなければなりません。そのため、私自身、法律的な知識はもちろんのこと、様々な技術分野や事業形態についての見識を深め、自己研鑽していく所存です。また、時代の変化に適応するため、最新の法的規制や国際的なトレンドに注意を払い、クライアント様に未来を見据えた視点でのアドバイスをご提供できたらと考えております。

日々の業務では、クライアント様のニーズを的確に把握するためにクライアント様からのお話を丁寧に伺い、その上で専門的なアドバイスを提供させていただき、時には議論し、クライアント様にとって最適な出願・権利取得のために尽力させていただきます。

クライアント様にとって頼もしい存在になれるよう精一杯努力して参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



孤児著作物の利用に関する著作権法上の裁制度等について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

孤児著作物（注1）の利用に関して、現行の著作権法には、著作権者及び著作隣接権者（以下「著作権者等」といいます。）の許諾に代わる手続として、裁制度があります。しかし、裁制度及び申請中利用制度は、近時の法令改正により、要件・手続が簡素化されているものの、煩雑な手續であることは否めません。そこで、令和5年5月17日に成立した、「著作権法の一部を改正する法律」（以下、改正後の著作権法を「改正法」といいます。）では、簡素で一元的な権利処理の実現に向けた新たな制度（以下「時限的利用裁制度」といいます。）が創設されました（改正法67条の3）。

以下、裁制度の要件・手続を概観した後、時限的利用裁制度の要件・手続について述べます。

2 裁制度の要件・手続について

(1)要件

公表著作物等（注2）の利用のために文化庁長官の裁定を受けるためには、①著作権者等と連絡を取るために必要な情報（以下「権利者情報」といいます。）を取得するための措置として文化庁長官が定めるものをとり、かつ、②取得した権利者情報や保有していた全ての権利者情報に基づき、著作権者等と連絡するための措置をとったにもかかわらず、著作権者等と連絡することができなかつた場合である必要があります（改正法67条1項、103条）。

(2)手続

①文化庁長官への裁定の仮申請、正式申請の後、②（申請中利用を行う場合には）文化庁長官が決定した担保金額を供託所に供託して、著作物等の利用を開始し、③文化審議会への諮問・答申を経て、文化庁長官が裁定の可否及び補償金額を決定し、④補償金を供託するか、指定補償金管理機関に支払うことにより（改正法67条1項、104条の21第2、3項）、利用を継続又は開始します。

3 時限的利用裁制度の要件・手続について

(1)要件

時限的利用裁制度による著作物等の利用は、利用期間の上限内、かつ、著作権者等からの申出があるまでの間の時限的なものとされています（改正法67条の3第4項第2号、7項）。そのため、同制度においては、未管理公表著作物（注3）について、当該未管理公表著作物の利用可否に係る著作権者等の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思が確認できなかつたこと等が要件とされています（改正法67条の3第1項）。

(2)手続

①文化庁長官又は登録確認機関への裁定の申請の後、②（登録確認機関に申請した場合には）登録確認機関が要件確認及び使用料相当額算出をした上で、文化庁長官が裁定の可否及び補償金額を決定し（改正法第104条の33第1項、第2項）、③補償金を供託するか、指定補償金管理機関に支払うことにより、利用を開始します（改正法67条の3第1項、104条の21第2項）。

4 おわりに

裁制度及び時限的利用裁制度の要件の詳細は、いずれも「文化庁長官が定める」ものとされています。両制度の効果の相違を踏まえてどのような政令の改正がなされるのかが、引き続き注目されます。

（注1）孤児著作物とは、権利者不明あるいは権利者の所在不明であるために利用できない著作物のことです（中山信弘著・著作権法第3版532頁参照）。

（注2）公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物です（改正法67条1項）。

（注3）公表著作物等のうち、著作権者等管理事業者による管理が行われておらず、かつ、文化庁長官が定める方法により、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認するために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がなされていないものです（改正法67条の3第2項）。



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

■ 特許調査	弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
■ 契約係争関係	特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
■ 出願業務	国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
■ 中間業務	国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
■ コンサルティング	ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
■ 法務業務	法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



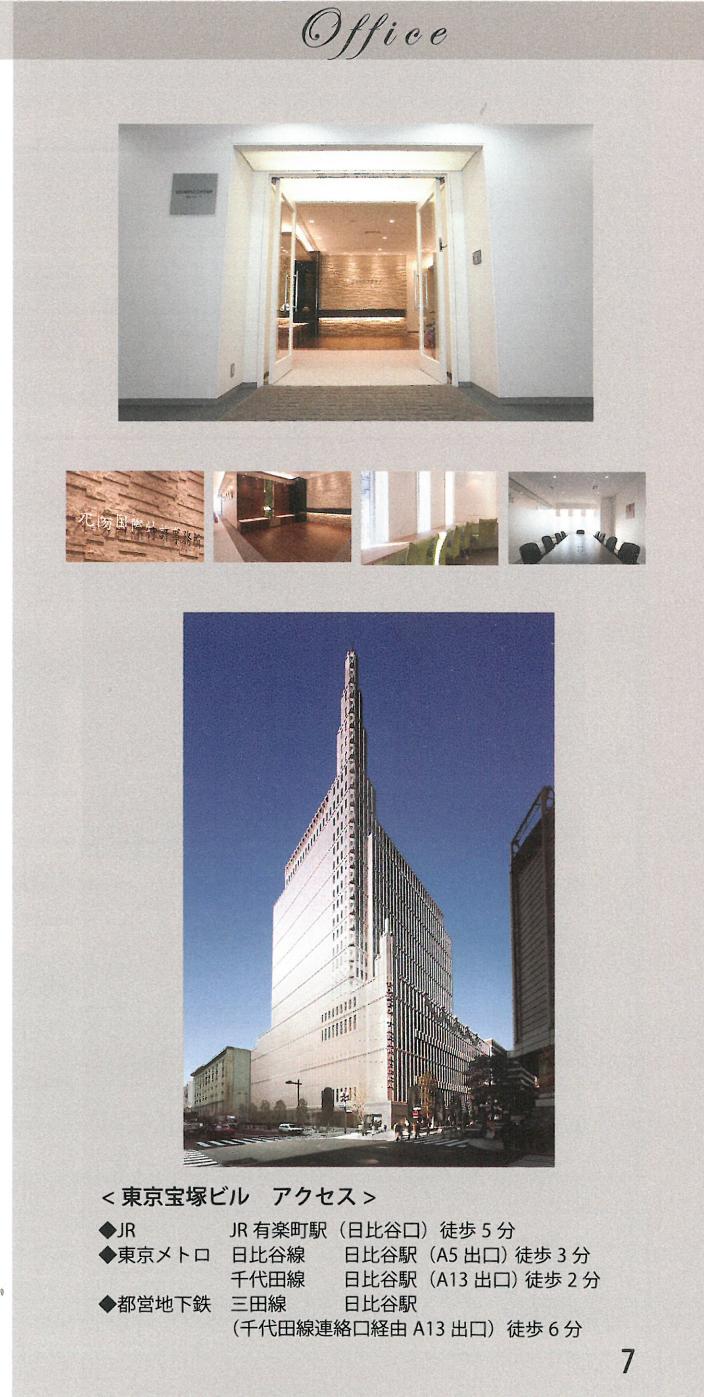
所長弁理士 荒船 博司

■ 事務所名	光陽国際特許事務所 光陽国際特許法律事務所
■ 英文名称	Koyo International Patent Firm
■ 所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
■ T E L	03-5251-5721(代表)
■ F A X	03-5251-5727
■ 代表弁理士	荒船 博司
■ 設立	昭和56年6月
■ 従業員数	(http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
■ 弁理士数	(同上)
■ 弁護士数	(同上)
■ 業務内容	知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。 民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

昭和56年6月	前身の事務所を千代田区神田に開設
昭和60年3月	業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
平成元年4月	光陽国際特許事務所に改称
平成2年10月	業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
平成11年1月	業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
平成14年11月	光陽国際特許法律事務所に改称
平成22年8月	特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
平成24年10月	業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
令和4年11月	弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

Office



銀座界隈

てくてく グルメ



とつておきのお店を
ご紹介します。

ホテルモントレラ・スールギンザ1階
イタリア料理サンミケーレ

銀座1丁目 銀座三原通り 銀座通り口

MAP

日本料理いしづか

ハピュル銀座 5F

日本料理 いしづか

■ 電話 : 03-6228-6908

住所 : 東京都中央区銀座 1 丁目 13 - 8 ハピュル銀座 5F

銀座一丁目駅 10番出口より徒歩1分。

店主は名立たる名店で経験を積ませておられ、店内は落ち着きのあるゆったりとした雰囲気で喧騒を離れゆっくりとした時間を過ごすことができます。

平日ランチコースは4,600円(税込)から、7,500円(税込)のコースでは、お吸い物からお造りや焼き物、燻製に揚物、土鍋ご飯など、旬の美味しいお魚料理を様々な調理にてお楽しみいただけます。お出汁の優しいお味に素材の味がしっかりと引き出されており、珍しいお魚の燻製は頬張るごとに鼻腔まで香りが広がります。お野菜と美しく盛り合わせた新鮮なお造りは醤油と梅だれの二種類でいただき、漬け入り土鍋ご飯は食べきれない分はお土産に、お店の心遣いの温かさを感じます。

座席はカウンター席が10席に、テーブル席は6名席と4名席があり、10名席に変更もできるうえ、用途に応じた利用が可能です。夜は本格的なコースやアラカルトもある他、お料理に合う日本酒やワインも各種取り揃えられているとのことで、ぜひお祝いや記念日などでもご利用されてはいかがでしょうか。

■ 営業時間

- 平日ランチ 11:30 ~ 14:30 (L.O. 13:30)
- ディナー 平日 17:00 ~ 22:00 (L.O. 20:00)
- ディナー 土曜 17:00 ~ 21:30 (L.O. 19:30)

■ 定休日

日曜・祝日

イタリア料理 サンミケーレ

■ 電話 : 03-3562-7113

住所 : 東京都中央区銀座 1 丁目 10-18

ホテルモントレラ・スールギンザ 1 階

JR有楽町駅から徒歩約6分、東京メトロ銀座一丁目駅から徒歩約1分。高級ブランド店のブティックや多くの百貨店が並ぶ銀座大通の近くにあり、ヨーロッパの街角を思わせる外観のお店。ガラス張りのテラスからは陽の光がいっぱいに入り、高級感がありながらも爽やかな雰囲気が漂います。

ランチ・ディナータイムは旬の食材を使った前菜にはじまり、シェフが腕をふるうパスタ料理、熟練シェフが焼き上げる肉料理など、味はもちろん見た目にも美しいイタリアンのコースが堪能できます。コースの種類も豊富でランチタイムは4,000円代から利用でき、開放感のある店内で家族や友人とゆっくりと過ごすのにも最適です。

また「パリのアパルトマン」をイメージした建物と華やかな料理は、東京にいながら旅気分を味わいたいときにもおすすめです。

■ 営業時間

- 朝食※土日祝祭日のみ 7:00 ~ 10:00 (L.O. 9:30)
- ランチ 11:30 ~ 15:00 (L.O. 14:00)
- ディナー 17:30 ~ 21:30 (L.O. 19:30)

■ 定休日 月曜日 (月曜が祭日の場合は火曜日)



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>